

令和5年12月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針**

都道府県分

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 都道府県分 ]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	新規	岩手県	同一地方公共団体が設置する医療機関から医師等の派遣を受け入れる経費に係る財政措置について	同一地方公共団体が設置する医療機関から医師等の派遣を受け入れる経費について特別交付税措置されたい。	採用しないが、引き続き検討する。  同一地方公共団体内で派遣する場合は、どのように医療従事者を配置するかは当該団体の自らの人事として決定しているため、従来より特別交付税の対象外としてきたところである。 一方、地域医療を確保するため、同一地方公共団体内の場合であっても、相対的に医療従事者の確保がしやすい基幹病院から、確保が特に困難な地域の病院、診療所等に対して派遣を行っている実態があることから、引き続き検討を行う。
2	新規	茨城県	高病原性鳥インフルエンザ等対策に要する経費に対する財政措置の見直し	家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費の地方負担分及び単独事業における地方負担分について、全額特別交付税措置されたい。	採用しない。  家畜伝染病対策に要する経費については、家畜伝染病対策という施策の重要性に鑑み、義務的経費である補助事業については0.8、単独事業については措置率0.5としており、すでに手厚い措置を講じており、全額を措置することは困難である。
3	継続	埼玉県	「消防ヘリコプターの管理運営に要する経費」に係る特別交付税措置について	「防災ヘリコプターの管理運営に要する経費」の交付税措置については、消防庁貸与機の維持に係る費用（265,529千円）と省令上の額（78,057千円）に乖離があり、本県の負担が大きい状況になっている。 したがって、防災ヘリコプターの維持に係る費用負担の軽減を目的として、「消防ヘリコプターの管理運営に要する経費」等の特別交付税措置の見直しをされたい。	採用しない。  都道府県において、既存の普通交付税措置の機数を上回り、無償使用ヘリを運航する場合は、その管理運営に係る標準的な経費について、特別交付税措置（措置率：0.5）を講じている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 都道府県分 ]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	継続	千葉県	特定外来生物に係る対策経費についての特別交付税措置	特定外来生物に係る対策経費について、特別交付税措置を拡充されたい。 (県負担が膨大となるため、特別交付税措置が必要)	採用しない。  特定外来生物の防除については、外来生物法の改正により、既に定着している特定外来生物の防除が都道府県の責務とされ、改正法が令和5年4月1日に施行された。この法改正を受けて、地方公共団体が実施する特定外来生物防除等対策事業に対して、令和5年度から新たに特別交付税措置を講じている。
5	継続	千葉県	家畜伝染病発生時の防疫対応経費についての特別交付税措置	高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の防疫対応に係る経費のうち、県職員の時間外勤務手当等について、特別交付税措置されたい。 (県負担が膨大となるため、特別交付税措置が必要)	採用しない。  家畜保健衛生等に要する職員の人件費については、その地方団体の標準的な職員配置に係るものとして、普通交付税において措置されている。
6	継続	東京都	特別交付税の算定における都の特例の改善等	都（大都市分）の算定を他の市町村と同様にするよう見直されたい。 都道府県の算定における災害復旧経費及び被災地域の応援経費、原油価格高騰対策等に係る需用額は、財政状況の如何にかかわらず交付するよう見直されたい。	採用しない。  東京都及び特別区に係る特別交付税の算定については、都と特別区の事務分担が一般の道府縣市町村の事務分担と異なっていることにより、普通交付税同様、都区合算により算定することとしている。 全国的にみて、都道府県は市町村と比較して財政規模が大きく安定していることから、市町村分の様に財源超過額との差引きを行わない特定項目を設けていない。このため、災害復旧経費を含め、財源超過額を超える需要がなければ交付しないこととしている。

(様式2)

## 地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 都道府県分 ]

番号	新規・継続	団体名	事項名	意見の内容	処理の方針（案）
7	継続	滋賀県	県立学校における暑さ対策のための空調設備の導入に要する経費について	近年の記録的な暑さと、平成30年度夏の「災害」とも言われる酷暑の状況において、生徒の健康管理は重要な課題であり、熱中症等の命に関わる問題へ対処するため、一刻も早い県立学校へのエアコン整備が求められた。こうした暑さへの対策としての空調整備については、小・中学校を中心に財源措置がなされているが、県立高校においては具体の財源措置がない中、整備には多額の経費を要しているため、特別交付税措置されたい。	採用しない。  都道府県立高等学校における空調施設整備に対する財政措置の必要性については、まずは所管省庁である文部科学省において検討が必要。
8	新規	高知県	地域おこし協力隊の拡充に向けた、過疎地域（中山間地域）を多く抱える都道府県の役割や、過疎地域の条件不利性をより丁寧に反映した地方財政措置	市町村の地域おこし協力隊の募集等について、市町村の取り組みを補完する役割を担う都道府県に対して、特別交付税措置の対象拡大と、上限額の引き上げを検討されたい。	採用しない。  都道府県が実施する隊員を対象とする研修や隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備等に要する経費について、既に普通交付税措置を講じている。

令和5年12月

**地方交付税法第17条の4の規定に基づき、地方団体から申出の  
あった交付税の算定方法に関する意見の処理方針**

市町村分

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 市町村分 ]

番号	新規・継続	団体名		事項名	意見の内容	処理の方針（案）
1	継続	北海道	帯広市	公的病院等に対する運営助成に係る特別交付税算定方法の見直し（拡充）	公的病院等への運営助成に対する特別交付税措置について、平成28年度に算定方法の見直しが行なわれたことにより、自治体財政に大きな影響を与えていることから、従前の算定方法に戻されたい。	採用しない。  公的病院に対する特別交付税措置について、措置率は、災害復旧などの特別交付税の他の算定項目と同水準の8割としている。財政力補正については、限られた特別交付税の総額を全地方団体に衡平に交付するため、財政力に応じて一定の割り落としを行うものである。
2	新規	千葉県	佐倉市	不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る特別交付税措置の拡充	不採算地区公的病院等の助成に要する経費に係る特別交付税措置について建設費に対する助成も対象とされたい。	採用しない。  公共的団体への建設改良費に対する補助金については、地方債（一般単独事業・一般事業債）活用が可能であるところ。また、助成先において既存の国庫補助制度の活用についても検討されたい。
3	新規	神奈川県	海老名市	気象防災アドバイザーの採用・配置に要する経費（人件費）に対する特別交付税措置について	気象に関する専門家である気象防災アドバイザーの採用・配置に要する経費（人件費）について、特別交付税措置されたい。	採用しない。  気象防災アドバイザーの採用・配置に対する財政措置については、まずは所管省庁である気象庁で検討が必要。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針（案）

[ 特別交付税 ]  
[ 市町村分 ]

番号	新規・継続	団体名		事項名	意見の内容	処理の方針（案）
4	新規	神奈川県	葉山町	海水浴場の開設に要する経費の交付税措置について	海水浴場の安全等を確保するための経費について、特別交付税措置されたい。	採用しない。 海水浴場の安全対策に要する経費については、既に山岳遭難又は海難の救助に要する経費（省令第5条第1項第3号60）において措置している。なお、海水浴場の運営・管理業務については、利用者等からの料金収入等を徴収することも可能。
5	新規	神奈川県	神奈川県	医師会等が開設した休日夜間急患センター及び小児初期救急センターに対する特別交付税措置について	休日夜間急患センター及び小児初期救急センター（以下「休日夜間急患センター等」という）に係る特別交付税措置については、市町村等が開設する診療所に限定して特別交付税が措置されているところであるが、市町村の要請・委託を受けて医師会等が開設する休日夜間急患センター等についても特別交付税措置されたい。	採用しないが、引き続き検討する。 当該特別交付税措置を公立病院に準じて財政措置を行っている公的病院等にも拡充するかどうかについては、引き続き検討を行う。
6	継続	京都府	京都市	文化芸術立国の推進に関する財政需要の適切な反映について	文化財が多い地域においては、埋蔵文化財の発掘調査を含め、文化財の保存・活用について多額の経費を要しているが、指定都市は特別交付税の算定において一律に係数が乗じられており、必要額が十分に算入されていないため、指定都市に係る係数を削除する等、財政需要に対し、適切に措置されるよう検討されたい。	採用しない。 文化財の保存に要する経費については、限られた財源をより効果的に配分することで財政力の弱い団体に重点的に措置するため、都道府県と指定都市に対して、団体別補正係数0.5を設定している。

(様式2)

地方交付税法第17条の4の規定に基づき提出された意見の処理方針(案)

[ 特別交付税 ]  
[ 市町村分 ]

番号	新規・継続	団体名		事項名	意見の内容	処理の方針(案)
7	継続	京都府	京都市	財政力指数の適切な算定について	特別交付税の算定に用いられる財政力指数は、基準財政収入額を臨時財政対策債を除く基準財政需要額で除していることから、臨時財政対策債を含む基準財政需要額で除するよりも高い指数となり、適切な算定がなされていない可能性がある。 臨時財政対策債の元利償還金については、普通交付税で全額算入されていることは承知しているが、より実態に即した財政力指数を採用し、かつ、小規模な市町村が不利にならないよう整合性のとれた算入となるよう検討されたい。	採用しない。 基準財政需要額は、地方交付税法上、臨時財政対策債振替相当額を控除したものとしている。
8	継続	兵庫県	川西市	年度途中の病院病床増加分の特別交付税措置	普通交付税により措置されない、年度途中の増床分については、増床後の月数に応じて按分するなど、普通交付税による措置額との重複しないことを前提として、特別交付税措置されたい。	採用しない。 普通交付税の算定においては、前年度の医療法第30条の13に基づいて行われる病床機能報告で報告された病床数に応じて措置しているところ。当該年度途中の増減については、次年度の病床機能報告の対象となり、後年度に措置されることとなる。
9	新規	兵庫県	川西市	病院事業の再編等の実施に伴う除却等に要する経費の元利償還金に対して交付税措置をすること。	医療提供体制の見直しを行うための計画に基づく病院事業の再編等の実施に伴い不要となる病棟その他の施設の除却等に要する経費の交付税措置について、現在の制度では、単年度の一時的な財政負担が大きくなるため、地方債の借入による元利償還金に対しても特別交付税措置されたい。	採用しない。 機能分化・連携強化に伴う公立病院の医療提供体制の見直しにより不要となる病棟等施設の除却等に要する経費の財源に充てるため、一般会計からの繰出し金額の一部に既に特別交付税措置を講じている。
10	新規	兵庫県	宍粟市	へき地における新病院整備に対する交付税措置の要望	へき地医療拠点病院等であり「基幹病院以外の病院等」に該当する病院の建替を行う場合、病院事業債の元利償還金に対する特別分と通常分の普通交付税措置率の差15%について、一定割合を特別交付税措置されたい。	採用しないが、引き続き検討する。 持続可能な地域医療提供体制を確保するために行われる機能分化・連携強化の取組に伴う施設整備については、病院事業債(特別分)を措置しているところ。機能分化・連携強化に伴い基幹病院以外の病院等が建替を行う実態を踏まえて引き続き地方財政措置の検討を行う。
11	新規	広島県	広島市	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」第31条に基づく介護手当の支給に対する特別交付税措置の追加	被爆後78年が経過し、被爆者の数は年々減少している一方、平均年齢は85歳を超え、高齢化が進んでいるところ、援護法に基づく介護手当の支給に要する経費については、多額の地方負担があることから、国の責任において対応してもらおうべく、特別交付税で措置されたい。	採用しない。 原子爆弾被爆者への介護手当に対する財政措置については、まずは所管である厚生労働省において検討が必要。